

2019年7月号 山本拓レポート

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

山本拓福井事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

ペットの飼い主等の法的義務追加とペットに関する新たな国家資格創設！

ペットの保護を目的とする2法律が成立しました。

(1) 動物愛護管理法等改正法

動物取扱業の更なる適正化と、動物の不適切な取扱いへの対応の強化を図るため、ペット（犬・猫）へのマイクロチップ装着を義務付ける等する『動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律』が成立しました。

◆動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

◆第一種動物取扱業（ペットショップ等）による適正飼養等の促進等

- ・登録拒否事由の追加
- ・遵守基準を具体的に明示（遵守基準：使用施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等）
- ・犬・猫の販売場所を事業所に限定し、出生後56日（8週）を経過しない犬・猫の販売等を制限。

◆動物の適正飼養のための規制の強化

- ・適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ・都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ・特定動物（危険動物）の愛玩目的での飼養等禁止、特定動物同士の交雑種を規制対象へ追加
- ・動物虐待に対する罰則の引上げ

◆マイクロチップの装着等

- ・犬猫の繁殖業者等へのマイクロチップの装着・登録の義務付け（義務対象者以外の飼い主等は努力義務）
- ・登録した犬猫を所有した者への変更届出義務付け

(2) 愛玩動物看護師法

獣医療の促進とペットの適正飼養の促進等を目的に、獣医療等に関する専門家の国家資格（愛玩動物看護師）を創設する『愛玩動物看護師法』が成立しました。

◆愛玩動物の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、愛玩動物看護師の資格を定める

◆業務

- ・獣医師の指示の下で行われる愛玩動物の診療の補助
- ・愛玩動物の世話その他の看護
- ・愛玩動物の愛護・適正飼養に係る助言その他の支援

◆免許

- ・愛玩動物看護師国家試験に合格し主務大臣の免許を受けること
- ・必要な受験資格（指定科目を修め大学を卒業、指定養成所における知識・技能習得等）を規定

◆愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用制限

学校教育情報化推進法

学校の各教科等の指導等における情報通信技術（ICT）の活用、情報教育の充実、学校事務におけるICTの活用を推進する『学校教育情報化推進法』が成立しました。

基本理念には「すべての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、教育の機会均等が図られなければならない」旨が規定され、障害、疾病等により登校が困難な児童生徒や、何らかの理由により不登校の状態にある児童生徒の方にもしっかりと教育の機会の確保が図られることとなります。

◆基本的施策

- ① デジタル教材等の開発及び普及の促進
- ② 教科書に係る制度の見直し
- ③ 障害のある児童生徒の教育環境の整備
- ④ 相当期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- ⑤ 学校の教職員の資質の向上
- ⑥ 学校におけるICTの活用のための環境整備
- ⑦ 学習の継続的な支援等のための体制の整備
- ⑧ 個人情報の保護等
- ⑨ 人材の確保等
- ⑩ 調査研究等の推進
- ⑪ 国民の理解と関心の増進

◆その他

- ・国による学校教育情報化推進計画の策定
- ・政府内に学校教育情報化推進会議を設置
- ・政府は本法律の施行に関して必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない

モバイル市場の適正化

モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るため、『電気通信事業法』の一部を改正しました。

① モバイル市場の競争の促進

大手3社による寡占が続き、また、端末代金と通信料金が一体化し利用者が分かりにくく不公平な状態となる等、事業者間の競争が不十分なことから、競争を促進するための基本的なルール（利用者に対する適正競争を阻害するような利益提供、契約解除の不当な妨げ等の禁止）を整備しました。

② 販売代理店への届出制度の導入

販売代理店への指導は一義的には事業者任せられており、行政による現状把握が不十分であることから、今後は販売代理店に届出制度を導入し、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保します。なお、①の規制は販売代理店にも適用されます。

③ 事業者・販売代理店の勧誘の適正化

モバイル市場・インターネット接続回線の分野に関する苦情・相談は高い割合で推移してきました。

そのため、利用者の利益保護のためのルールの強化として、自己の名称や勧誘である旨等を告げずに契約締結の勧誘を行ってはならないことを規定しました。

棚田地域を振興

棚田地域における人口減少・高齢化の進展等により、棚田が荒廃の危機に直面していることから、国等の責務を明らかにし、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定める『棚田地域振興法』を制定しました。

◆基本理念

- 棚田地域の振興は、その多面的機能が維持されるよう棚田等の保全を図り、棚田地域における定住、国内外の地域との交流を促進することを旨として行う
- 各種施策は、農業者・地域住民等による自主的努力の助長、多様な主体の連携・協力の促進を旨として行う

◆国等の責務

- 国：棚田地域振興施策を総合的に策定・実施（基本方針等の策定を含む）
- 地方公共団体：国と連携を図り、自主的・主体的に地域の特性に応じた施策を策定・実施（都道府県棚田地域振興計画の策定を含む）

◆具体的施策

- 主務大臣が都道府県の申請に基づき指定
- 市町村は指定棚田地域振興協議会を組織し、国は協議会の構成員に情報提供・助言等を行う
- 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画を主務大臣が認定（特定事項記載の同計画の申請は農山漁村活性化計画の提出とみなし交付金の対象なる。また、特定事項記載の同計画の認定はエコツーリズム推進全体構想の認定とみなされ、各種支援の対象となる）
- 国は必要な法制上・財政上の措置を講じ、地方公共団体とともに人材育成・確保に必要な措置を講ずる

建設現場における働き方改革

建設業における長時間労働が常態化の是正、建設現場における生産性の向上による将来の担い手の確保、持続可能な事業環境の確保のため、『建設業法等改正法』が成立しました。

◆建設業の働き方改革の促進

- 長時間労働の是正（工期の適正化）
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣から勧告等を実施。
 - ・公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化
- 現場の処遇改善
 - ・建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件とする。
 - ・下請代金のうち、労務費相当分については現金払いとする。

◆建設現場の生産性向上

- 工場現場の技術者に関する規制を合理化
 - ・元請管理技術者補佐制度創設と兼任容認。
 - ・一定の場合の下請主任技術者の設置不要化。
- 建設工事の施行効率化促進のための環境整備
 - ・資材欠陥に伴う施行不良の場合、建設業者等へ指示に加え、資材製造会社への改善勧告・命令を可能に。

◆持続可能な事業環境の確保

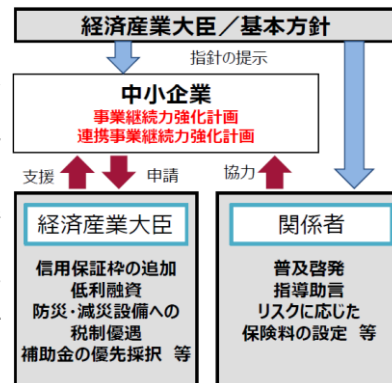
- ・経営業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経営管理業務責任者に関する規制を合理化。
- ・合併・事業譲渡に際し円滑に事業承継できる仕組みを構築。

中小企業の事業継続・承継を支援

経営者の高齢化や自然災害の頻発化等により、多くの中小企業は事業活動の継続が危ぶまれていることから、中小企業の災害対応力の向上と円滑な事業承継を促進するため、『中小企業等経営強化法等改正法』が成立しました。

◆主な措置事項

- ①中小企業が単独又は他者と連携して行う事業継続力強化に対する支援
 - ・経済産業大臣による基本方針の策定
 - ・中小企業の策定する事業継続力強化計画（単独）・連携事業継続力強化計画（他者と連携）の認定及び国による支援（上図）
 - ・中小企業を取り巻く関係者による協力（努力規定）
- ②商工会・商工会議所が市区町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化に係る計画の策定（地方交付税措置あり）
- ③平成31年度税制改正により、個人事業主についても土地・建物・機械等の承継に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度の創設。これを担保するため、承継対象となる事業用財産について、他の相続人との合意により、遺留分の対象として算入しないという特例制度を設ける



戸籍に関する手続の簡略化

戸籍法が改正され、以下のように戸籍に関する手続が簡略化されます。

- ①戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略
本籍地以外の市区町村において戸籍の届出をする際の戸籍謄抄本の添付を不要とする。
- ②本籍地以外での戸籍謄抄本の発行
自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の窓口でも戸籍謄抄本の請求を可能とする。
- ③行政手続における戸籍謄抄本の添付省略
社会保障手続等の申請等において必要とされていた戸籍謄抄本（例えば、親と子のそれぞれの戸籍謄抄本）の提出が、申請書記載のマイナンバーによる照会代替可能となる。

道路交通法改正

- ①携帯電話使用等に関する罰則の引上げ
 - 画像注視 ⇒ 罰則・反則金限度額とも引上げ
 - 画像注視による交通の危険発生 ⇒ 罰則の引上げ、交通反則通告制度からの除外
- ②運転経歴証明書の申請先の変更
 - ・運転免許証を自主返納（運転免許取消）した場合の運転経歴証明書の申請先が、従前の取消を行った公安委員会から、住所地等を管轄する公安委員会へ変更。
- ③運転免許を更新しない場合の運転経歴証明書の交付
 - ・運転免許を更新しない場合でも、運転経歴証明書の交付の申請を可能とする。